

契約団体 各位

平素より弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

保健同人社電話健康相談室より「新型コロナウイルス」に関する最新の情報をお届けいたします。契約団体ご所属の皆さまの健康管理にお役立ていただければ幸いです。

株式会社保健同人社
電話健康相談室

「新型コロナウイルスに関連した感染症」情報

— 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について —

2020年2月5日版

厚生労働省は、国内での新型コロナウイルスによる感染拡大を防止する観点から、2月上旬を目途に、「帰国者・接触相談センター」と「帰国者・接触外来」の設置を各都道府県に要請し、地域医療体制の整備を図ります。

「帰国者・接触者相談センター」の設置

都道府県が各保健所等に設置します。地域住民からの電話相談に対して、新型コロナウイルス感染の疑い例であると判断した場合には、「帰国者・接触者外来」に受診させるよう調整を行います。

「帰国者・接触外来」の設置

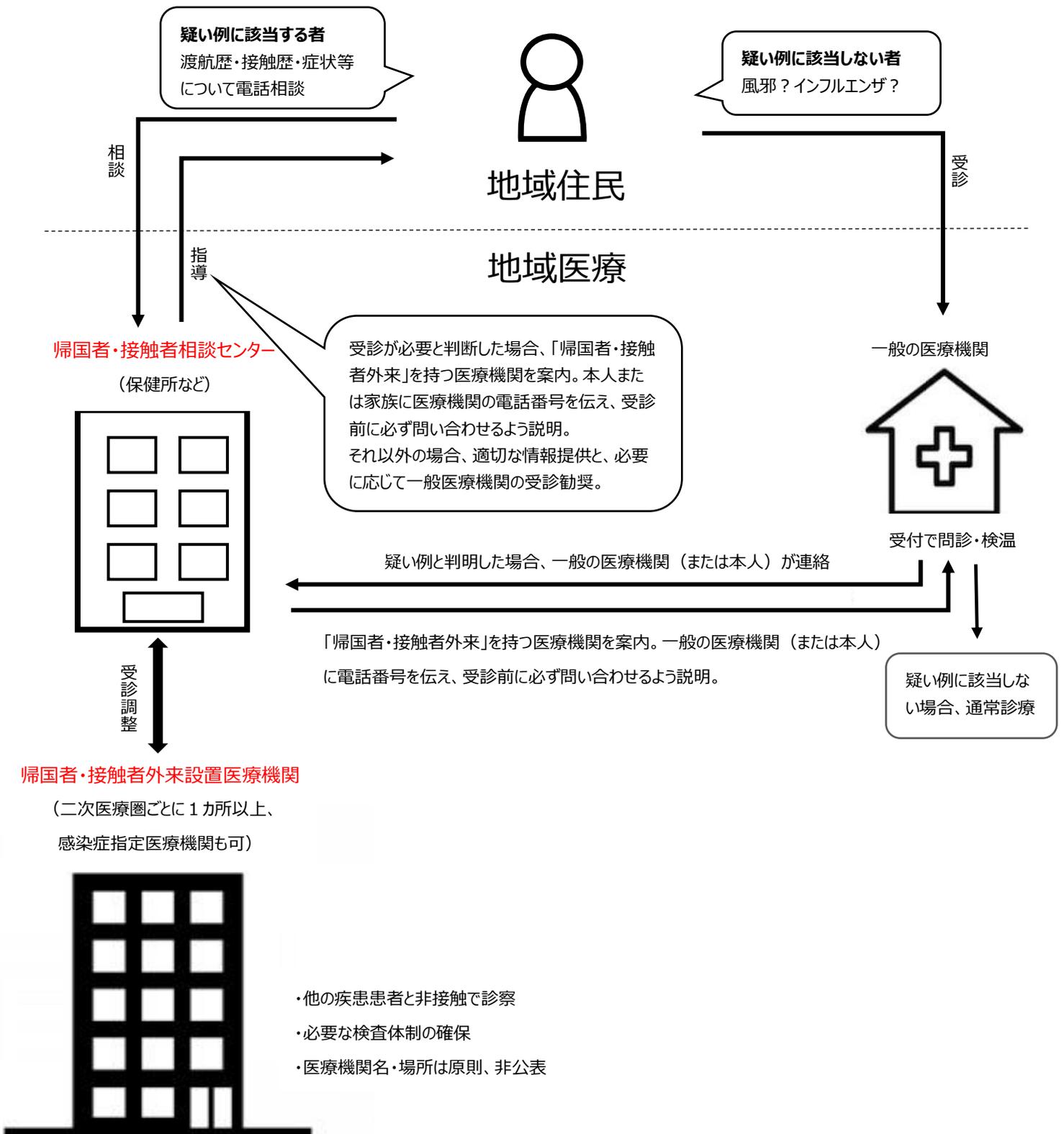
都道府県が二次医療圏ごとに1か所以上設置します。疑い例が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線や、少なくとも診療室を分けることが求められています。また、設置した医療機関名や場所は、原則として公表されません。

なお、一般の医療機関の診察で、疑い例であることが判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、患者に「帰国者・接触者外来」の受診を案内します。

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制（イメージ図）

※2020年2月1日時点での疑い例の定義（今後変更の可能性あり）

- I 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有す
- II 発症から2週間以内に、以下①、②の暴露歴のいずれかを満たす
 - ①武漢市を含む湖北省への渡航歴がある
 - ②「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある



【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について（事務連絡・厚労省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000591961.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html